

マザーズハウス瑞穂
サービス付き高齢者向け住宅入居契約書

様

株式会社 マザーズハウス

マザーズハウス瑞穂

サービス付き高齢者向け住宅入居契約書

(1)利用の目的物

建物の名称・所在地等	名称	マザーズハウス瑞穂				
	所在地	東京都西多摩郡瑞穂町大字武藏 203-1				
	建て方	共同建	構造	木造		
				工事完了年 2015年1月		
住宅の概要及び表示事項	1.類型	サービス付き高齢者向け住宅				
	2.居住の権利形態	利用権方式				
	3.利用料の支払い方式	月払い方式				
	4.入居時の要件	60歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方				
	5.介護保険	居宅サービスの利用が可能です				
	6.居室区分	全室個室				
住戸部分	住戸番号	号室	間取り	1R		
	面積	19.28 m ²				
	設備等	加齢対応構造等	有			
		水洗トイレ	有			
		洗面設備	有			
		台所(コンロ)	有(IH・電気・ガス)・無			
		収納設備	有・無			
		浴室	有・無			
		洗濯機置場	有・無			
		給湯設備	有・無			
		冷暖房設備	有・無			
		緊急通報設備	有・無			
		メールボックス	有・無			
		鍵	有 (鍵 No.: 本)			
	ガス	有(LPガス)				
		水道本管より直結				

		下水道	有(公共下水道)
共用部分	設備等	食堂・談話室(1階)	有(1F57.84 m ²)
		食堂(2階)※キッチン含む	有(2F38.56 m ²)
		共同浴室(4カ所あり)	有(1F04.30 m ² 1F03.31 m ²) (2F03.31 m ² 2F04.76 m ²)
		共用トイレ	有(1F03.31 m ² 2F03.31 m ²)
		洗面・脱衣室	有(1F07.84 m ² 2F07.37 m ²)
		共用収納	有・無
	緊急通報設備	設置場所(共有トイレ・共有浴室・共有洗面、洗濯室)	
附属施設		駐車場	有・無
		自転車置場	有・無
		物置	有・無
		専用郵便受	有・無
		洗濯機・乾燥機	有・無
		専用庭	有・無

(2) 契約期間

始期 (入居予定日)	平成 年 月 日
終期	本契約書第2条第3項各号に基づく契約の終了がない限り、期間の定めなく契約は存続します。

(3) 利用料等

利用料の支払い方法	額	支払期限
居室利用料	53,700円	翌月分を、毎月 20 日まで
共益費	額	支払期限
	15,000円	翌月分を、毎月 20 日まで
共益費内訳		
1. 居室部分、共用部分及び共同利用設備部分の光熱水費 2. エレベーター、空調機等の設備定期点検、保守管理費 3. 共用部分及び共同利用設備部分の清掃、日用品費等 4. 専用居室の光熱水費		
敷金	居室利用料の 2か月相当分 107,400 円	
支払方法	■ 初回及び2回目は、現金払いとし、以降は指定口座へ振り込みとする。 但し、振込手数料はご入居者負担となります。	
	□ 口座自動振替方式 多摩信用金庫 本店	

(4)状況把握・生活相談サービスの内容等

基本サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握サービス (心身の状況把握、突然の病気等に対する迅速・的確な把握、必要な助言、医療機関・家族等への連絡) ・生活相談サービス (日常生活の相談・助言) ・緊急対応サービス 				
サービスの提供方法	常駐する者及び時間帯	1名	9:00~17:00		
	日中 9:00~17:00	詳細は生活支援サービス重要事項説明書に記載			
	夜間 17:00~ 翌9:00	詳細は生活支援サービス重要事項説明書に記載			
支払い方法	額	支払期限			
毎月払い	10,000円 税別 (別途消費税がかかります。)	翌月分を、当月 20 日まで			
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 初回及び2回目は、現金払いとし、以降は指定口座へ振り込みとする。 但し、振込手数料はご入居者負担となります。 <input type="checkbox"/> 口座自動振替方式 多摩信用金庫 本店				
サービス提供事業者名	住宅事業者と同じ				

(5)食事提供サービスの内容等

食事提供サービスの内容	提供場所・提供日・内容	食堂、365日、入居者が選択
	月額 39,990円(税別) (別途消費税がかかります。)	朝食 333円、昼食 500円、夕食 500円) 喫食した実績を月末に計算し翌月 10 日までに請求。
支払方法	当月分を翌月20日まで	
	<input checked="" type="checkbox"/> 初回及び2回目は、現金払いとし、以降は指定口座へ振り込みとする。 但し、振込手数料はご入居者負担となります。	
	<input type="checkbox"/> 口座自動振替方式 多摩信用金庫 本店	
サービス提供事業者名	住宅事業者と同じ	

(6)住宅事業者及び管理業者

住宅事業者 (社名・代表者)	住所:〒190-0011 東京都立川市高松町1-24-41 ロイヤルヒルズ 125号室
	社名:株式会社マザーズハウス 代表取締役 山田 譲
	電話番号:042-519-3871
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録番号 東京都知事 (14010)	

(7)建物の所有者

建物の所有者	
--------	--

(8)入居者

氏名	入居者
	氏名
生年月日	年 月 日 生 歳

(9)残置物引取人

残置物引取人	住所:〒 氏名: 電話番号:	借主との関係:
--------	----------------------	---------

(10)緊急連絡先

緊急連絡先 となる者	所在: 氏名: 電話番号:	借主との関係:
---------------	---------------------	---------

第1章 総 則

(契約の締結)

第1条 株式会社マザーズハウス(以下「甲」という。)及び入居者(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する利用の目的物(以下「本物件」という。)及び頭書(4)に記載する状況把握・生活相談サービスの内容等について、以下の条項により、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に係る利用契約(以下「本契約」という。)を締結した。

- 2 建物の利用が終了した場合には、状況把握・生活相談サービスの提供も終了するものとする。
- 3 状況把握・生活相談サービスの提供が終了した場合には、建物の利用契約も終了するものとする。ただし、乙の責によらない事由により状況把握・生活相談サービスの提供が終了した場合には、乙は、建物の利用の継続又は終了のいずれかを選択することができる。

(契約期間等)

第2条 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。

- 2 乙は、契約期間の始期(入居予定日)に入居することとする。ただし、契約締結後における乙の急な入院などやむを得ない理由があるときは、甲の同意を得て契約期間の始期(入居予定日)を延期することができる。
- 3 この契約は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、乙は、本契約に定めるところに従い、建物及び甲が提供する状況把握・生活相談サービスを利用することができるものとする。
 - (1) 乙が死亡した場合
 - (2) 第19条に基づき本契約が解除された場合
 - (3) 第20条に基づき本契約が解約された場合
- 4 前項各号により本契約が終了した場合は、本契約に基づく本物件を利用する権利は消滅し、相続は発生しないものとする。

(使用目的)

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第4条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第2章 費 用

(居室利用料)

第5条 乙は、頭書(3)の記載に従い、居室利用料を甲に支払わなければならない。

- 2 1か月に満たない期間の居室利用料は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 3 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協議の上、居室利用料を改定することができる。
 - (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により居室利用料が不相当となった場合

- (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により居室利用料が不相当となった場合
- (3) 近傍同種の建物の賃料に比較して居室利用料が不相当となった場合

(共益費)

第6条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」という。)及び各住戸の光熱水費に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

- 2 前項の共益費は、頭書(3)の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1か月に満たない期間の共益費は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 4 各住戸の光熱水費は概算額とし、算定方法は下記のとおりとする。
【建物全体のメーターから維持管理費、甲の事務所で使用する分量を控除した額から、全戸数で除した額】
- 5 甲及び乙は、維持管理費等の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(敷金)

第7条 乙は、入居時までに、頭書(3)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって居室利用料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、本物件の明渡し時に、居室利用料及び共益費の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約(建物の利用に係る部分に限る。)から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
- 4 前項ただし書の場合には、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

(状況把握・生活相談サービスの内容、料金等)

第8条 甲は、頭書(4)に記載する状況把握・生活相談サービスを提供し、乙は、その対価として頭書(4)の記載に従い、状況把握・生活相談サービス費を甲に支払わなければならない。

- 2 1か月に満たない期間の利用料は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 3 甲及び乙は、消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により状況把握・生活相談サービス料金が不相当となった場合には、協議の上、状況把握・生活相談サービス料金を変更することができる。

(食事提供の内容、料金等)

第9条 甲は、乙の希望に基づき、頭書(5)に記載する食事提供サービスを提供し、乙は、その利用の対価として頭書(5)の記載に従い、サービス費を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動によりサービス料金が不相当となった場合には、協議の上、サービス料金を変更することができる。

(領収証の発行)

第10条 甲は、乙から第5条から前条までの費用の支払いを受けたときは、乙に領収証を発行しなければならない。

第3章 状況把握、生活相談サービス

(状況把握、生活相談サービスの目的、内容等)

- 第11条 甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実を図ることができるよう、状況把握、生活相談サービスを提供することを約し、乙は、本契約が存続している期間中、頭書(4)に定める状況把握、生活相談サービスの提供を受けるとともに、その対価として状況把握、生活相談サービス費を甲に支払うものとする。
- 2 甲は、乙の希望に基づき、頭書(5)に記載する食事提供サービスを提供し、乙は、その利用の対価として頭書(5)の記載に従い、サービス費を甲に支払うものとする。
- 3 甲が乙に提供するサービスの詳細は、サービス提供重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という。)に記載するとおりとする。

(サービス提供の記録)

- 第12条 甲は、乙の希望により提供する食事提供のサービスについては、月毎にその提供の実績を翌月の10日までに、乙から書面によりサービス提供の確認を受けることとする。
- 2 甲は、状況把握、生活相談サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存するものとする。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できるものとする。

(秘密保持)

- 第13条 甲及びその従業員は、状況把握・生活相談サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は、契約終了後も同様とする。
- 2 前項の定めに関わらず、乙又は第三者の生命、身体等に危険がある場合その他の正当な理由がある場合又は乙及びその家族からの事前の同意がある場合を除いて、乙及びその家族の個人情報を提供する必要がある場合は、必要な都度、乙の同意を得るものとする。
- 3 個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

(緊急時の対応)

- 第14条 甲は、状況把握・生活相談サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(賠償責任)

- 第15条 甲は、状況把握・生活相談サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償する。

(相談・苦情対応)

- 第16条 甲は、窓口を設置し、乙の相談、要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応するものとする。

第4章 利用上の注意

(禁止又は制限される行為)

- 第17条 乙は、本物件の全部又は一部につき、利用権を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。
- 5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、甲に通知しなければならない。

(修繕)

- 第18条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合においては、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表第4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

第5章 契約の終了

(甲からの契約の解除)

- 第19条 甲は、乙が正当な理由がなく、次に掲げる義務に3か月以上違反した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは、本契約を解除することができる。
- (1) 第5条第1項に規定する利用料支払義務
- (2) 第6条第2項に規定する共益費支払義務
- (3) 第8条第1項に規定する状況把握・生活相談サービス料金支払義務
- (4) 第9条第1項に規定する食事提供、その他サービス料金支払義務
- (5) 前条第1項後段に規定する費用負担義務
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- (1) 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務
- (2) 第17条各項に規定する義務
- (3) その他本契約書に規定する乙の義務
- 3 甲は、乙が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居したときは、本契約を解除することができる。
- 4 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると認められる場合に、本契約を解除することができる。
- 5 前項の場合、甲は次の手続を書面で行うものとする。
- (1) 一定の観察期間をおく
- (2) 主治医及び生活相談サービス提供スタッフ等の意見を聞く
- (3) 契約の解除の通告をすることを少なくとも契約解除の日の30日前までに通告する
- (4) 前号の通告に先立ち、入居者本人及び身元引受人の意思を確認する
- (5) 解除勧告の予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保に協力する

(乙からの解約)

- 第 20 条 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から30日分の居室利用料及び基本サービス費(本契約の解約後の居室利用料相当額及び基本サービス費相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、隨時に本契約を解約することができる。
- 3 前項の場合において、乙が、解約申し込みの日以降に基本サービス以外の食事提供を利用した場合は、乙は、その対価を甲に支払うものとする。

(明渡し)

- 第 21 条 乙は、本契約が終了する日までに(第19条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、別表第5の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法(次条規定するものを除く)について協議するものとする。

(残置物の引取り等)

- 第 22 条 乙は、本契約が終了した場合において乙が残置物を引き取ることができない又は困難であるときに備えて、あらかじめ、当該残置物の引取人(以下この条において「残置物引取人」という。)を定めることができる。
- 2 残置物引取人に支障が生じた場合にあっては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな残置物引取人を定めることができる。
- 3 第1項の規定により残置物引取人を定めた場合にあっては、甲は、本契約が終了した後遅滞なく、乙又は残置物引取人に本契約が終了した旨を連絡するものとする。
- 4 乙又は残置物引取人は、本契約の終了から1月を経過する日までに、当該残置物を引き取らなければならぬ。
- 5 甲は、乙又は残置物引取人が、本契約の終了から1月を経過する日までに当該残置物を引き取らない場合にあっては、当該残置物を乙又は残置物引取人に引き渡すことができるものとする。この場合においては、当該引渡しの費用を敷金から差し引くことができる。
- 6 甲は、甲の責めに帰すべき事由によらないで前項の残置物の引渡しをなし得ない場合又は乙又は残置物引取人が当該残置物を受領しない場合若しくは受領し得ない場合には、乙又は残置物引取人が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を処分することができるものとする。この場合においては、当該処分の費用を敷金から差し引くことができる。
- 7 甲は、乙が残置物引取人を定めない場合にあっては、本契約の終了から1月を経過したときは、乙が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を処分することができるものとする。この場合においては、当該処分の費用を敷金から差し引くことができる。

第6章 その他

(立入り)

- 第 23 条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において本物件を利用しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、災害その他により乙又は第三者の生命又は財産に重大な損害が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

(債務の保証)

- 第 24 条 連帶保証人は、乙と連帶して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(緊急連絡先の指定)

- 第 25 条 乙は、乙の病気、死亡等に備えて、甲からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行う者として、緊急連絡先となる者を定めることができる。
- 2 緊急連絡先となる者に支障が生じた場合にあっては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな緊急連絡先となる者を定めることができる。

(協議)

- 第 26 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法、借地借家法その他の法令及び慣行に従い、相互に協議し、誠意をもって解決するものとする。

(合意管轄)

- 第 27 条 本契約から生じる紛争については、本物件の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別表第1(第17条第3項関係)

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
六 本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
七 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
八 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
九 上記のほか、騒音、振動、不潔行為等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけること。

別表第2(第17条第4項関係)

一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三 鑑賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物(別表第1第五号に掲げる動物を除く。)を飼育すること。
四 同居人を追加すること(別表第3第一号に規定する場合を除く。)。

別表第3(第17条第5項関係)

一 同居人として介護者を追加すること。
二 1か月以上継続して本物件を留守にすること。

別表第4(第18条関係)

電球、蛍光灯、LED照明の取替え	排水栓の取替え
給水栓の取替え	その他費用が軽微な修繕

別表第5(第21条関係)

【原状回復の条件について】

本物件の原状回復条件は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。すなわち、

- ・賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、賃借人が負担すべき費用となる。
- ・建物・設備等の自然的な劣化・損耗等(経年変化)及び賃借人の通常の使用により生ずる損耗等(通常損耗)については、賃貸人が負担すべき費用となるものとします。

その具体的な内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」において定められた別表1及び別表2のとおりですが、その概要は、下記Ⅰのとおりです。

I 本物件の原状回復条件

1 賃貸人・賃借人の修繕分担表

賃貸人の負担となるもの	賃借人の負担となるもの
【床(畳・フローリング・カーペットなど)】	
1. 畳の裏返し、表替え(特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの) 2. フローリングのワックスがけ 3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 4. 畳の変色、フローリングの色落ち(日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの)	1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ(こぼした後の手入れ不足等の場合) 2. 冷蔵庫下のサビ跡(サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合) 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち(賃借人の不注意で雨が吹き込んだことによるもの)
【壁、天井(クロスなど)】	

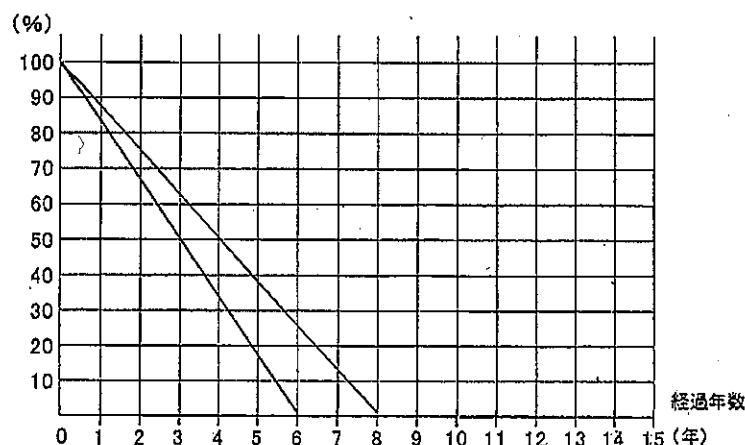
<ol style="list-style-type: none"> 1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ(いわゆる電気ヤケ) 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の画鋲、ピン等の穴(下地ボードの張替えは不要な程度のもの) 4. エアコン(賃借人所有)設置による壁のビス穴、跡 5. クロスの変色(日照などの自然現象によるもの) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 賃借人が日常の清掃を怠ったための台所の油汚れ(使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合) 2. 賃借人が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ(貸貸人に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合) 3. クーラーから水漏れし、賃借人が放置したため壁が腐食 4. タバコのヤニ、臭い(喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合) 5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴(重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの) 6. 賃借人が天井に直接つけた照明器具の跡 7. 落書き等の故意による毀損
【建具等、襖、柱等】	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 紗戸の張替え(特に破損はしていないが、次の入居者確保のために行うもの) 2. 地震で破損したガラス 3. 紗入りガラスの亀裂(構造により自然に発生したもの) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飼育ペットによる柱等のキズ、臭い(ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合) 2. 落書き等の故意による毀損
【設備、その他】	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門業者による全体のハウスクリーニング(賃借人が通常の清掃を実施している場合) 2. エアコンの内部洗浄(喫煙等の臭いなどが付着していない場合) 3. 消毒(台所・トイレ) 4. 浴槽、風呂釜等の取替え(破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの) 5. 鍵の取替え(破損、鍵紛失のない場合) 6. 設備機器の故障、使用不能(機器の寿命によるもの) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油汚れ、すす(賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合) 2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等(賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合) 3. 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損 4. 鍵の紛失又は破損による取替え 5. 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草

2 貸借人の負担単位

負担内容	貸借人の負担単位		経過年数等の考慮
床	毀損部分の補修	畳	原則一枚単位 毀損部分が複数枚の場合はその枚数分(裏返しか表替えかは、毀損の程度による) (畳表) 経過年数は考慮しない。
		カーペット クッションフロア	毀損等が複数箇所の場合は、居室全体 (畳床・カーペット・クッションフロア) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		フローリング	原則m ² 単位 毀損等が複数箇所の場合は、居室全体 (フローリング) 補修は経過年数を考慮しない (フローリング全体にわたる毀損等があり、張り替える場合は、当該建物の耐用年数で残存価値1円となるような負担割を算定する。)
壁・天井(クロス)	毀損部分の補修	壁(クロス)	m ² 単位が望ましいが、貸借人が毀損した箇所を含む一面分までは張替え費用を貸借人負担としてもやむをえないとする。 (壁[クロス]) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		タバコ等のヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニング又は張替費用を貸借人負担とすることが妥当と考えられる。
建具・柱	毀損部分の補修	襖	1枚単位 (襖紙、障子紙) 経過年数は考慮しない。
		柱	1枚単位 (襖、障子等の建具部分、柱) 経過年数は考慮しない。
設備その他	設備の補修	設備機器	補修部分、交換相当費用 (設備機器) 耐用年数経過時点で残存価値1円となるような直線(又は曲線)を想定し、負担割合を算定する。
	返却の返却	鍵	補修部分 紛失の場合は、シリンダーの交換も含む。 鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。交換費用相当分を借主負担とする。
	清掃※の通常	クリーニング ※通常の清掃や退去時の清掃を怠った場合のみ	部位ごと、又は住戸全体 経過年数は考慮しない。借主負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位もしくは、住戸全体の清掃費用相当分を借主負担とする。

設備等の経過年数と貸借人負担割合(耐用年数6年及び8年、定額法の場合)

貸借人負担割合(原状回復義務がある場合)



下記事業者(甲)と入居者(乙)は、本物件について上記のとおり高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に係る利用契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

事業者(甲) 住 所 東京都立川市高松町一丁目 24 番 41 号 ロイヤルヒルズ 125 号室

氏 名 株式会社 マザーズハウス 印

代表取締役 山田 謙

電話番号 042-519-3871

入居者(乙) 住 所

氏 名 印

電話番号

残置物引取人 住 所

氏 名 印

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名 印

電話番号

緊急連絡先となる者

住 所

氏 名 印

電話番号